



国が設立した
公的な機関

借金・離婚・相続・労働問題・犯罪被害などの
法的トラブルを解決する道しるべ

法テラス青森



日本司法支援センター
<http://www.houterasu.or.jp/>

まずはお電話を。日本司法支援センター青森地方事務所(法テラス青森)

TEL.0570-078387

IP電話をご利用されている場合は、050-3383-5552へおかけください。
営業時間／平日9：00～17：00 〒030-0861 青森市長島1-3-1 日本赤十字社青森県支部ビル2F

法テラス青森法律事務所

TEL.050-3383-5554

〒030-0861 青森市長島1-3-1 日本赤十字社青森県支部ビル2F

法テラスむつ法律事務所

TEL.050-3383-0067

〒035-0073 むつ市中央1-5-1

法テラス鰺ヶ沢法律事務所

TEL.050-3383-8369

〒038-2761 鰺ヶ沢町大字舞戸町字後家屋敷9-4
鰺ヶ沢町総合保健福祉センター内

法テラス青森の

情報提供

●面談も行っています(予約優先制)

法的トラブルでお悩みの方々に、法制度に関する情報と、相談機関・団体等相談窓口に関する情報を無料で提供します。

電話 **0570-078374** (法テラス サポートダイヤル)

平日：午前9時～午後9時
土曜日：午前9時～午後5時

電話 **0570-078387** (法テラス青森)

日時 平日のみ午前9時～午後5時

法テラス青森の

経済的に余裕のない方が法的トラブルにあったときに、無料で法律相談を行います。

無料法律相談

0570-078387(予約電話番号)

会場	開催曜日	時間	住所
青森	毎週火・水・木曜日	13:00～15:00	法テラス青森 青森市長島1-3-1 日本赤十字社青森県支部ビル2F
	毎週土曜日	10:30～12:30	青森県消費生活センター 青森市中央3-20-30 県民福祉プラザ5F
弘前	毎週火曜日	13:00～16:00	弘前市市民生活センター 弘前市駅前町9-20 ヒロ口3F
	毎週土曜日	10:30～12:30	
八戸	毎週火曜日	13:00～16:00	八戸市総合福祉社会館 八戸市根城8-8-155
	毎週土曜日	10:30～12:30	
五所川原	第1・第2・第3木曜日	13:00～16:00	五所川原市役所 五所川原市布屋町41-1
黒石	第4水曜日	9:30～12:00	黒石市役所 黒石市市ノ町11-1
三沢	第1・第3・第5水曜日	13:00～16:00	三沢市役所 三沢市桜町1-1-38
十和田	第2・第4火曜日	13:00～16:00	十和田市役所 十和田市西十二番町6-1
むつ	第2水曜日	12:30～15:30	むつ市役所 むつ市中央1-8-1

- 相談は、予約制です。法テラス青森までお電話ください。
- 相談の内容は、個人の民事・家事・行政に関するものです。
- 相談時間は、30分程度です。
- 同一問題につき、3回ご利用いただけます。
- 下記の「無料法律相談の資力基準」の条件を満たす方のみ対象となります。

無料法律相談の資力基準

夫婦間の紛争の場合を除き、原則として配偶者の収入又は資産を加算した額で判断します。

① 収入等が一定額以下であること

月収(賞与を含む手取り年収の1/12)の目安は右のとおりです。

※5人家族以上は、1人増につき30,000円加算されます。

※医療費、教育費等の出費がある場合は、相当額が控除されます。

※家賃・住宅ローンを負担している場合は、上記収入基準に右記の限度額の範囲内でその全額が加算されます。

単身者	2人家族	3人家族	4人家族
182,000円 以下	251,000円 以下	272,000円 以下	299,000円 以下

単身者	2人家族	3人家族	4人家族以上
41,000円	53,000円	66,000円	71,000円

② 保有財産が一定額以下であること

現金・預貯金の合計が、右の基準を満たすことが必要です。

※3ヶ月以内に医療費、教育費などの出費がある場合は相当額が控除されます。

単身者	2人家族	3人家族	4人家族以上
180万円 以下	250万円 以下	270万円 以下	300万円 以下

次のような場所でも無料法律相談を受けることができます！

- 1.相談登録弁護士・司法書士事務所▶相談登録弁護士・司法書士は、法テラス青森のホームページに掲載しています。
- 2.出張相談▶65歳以上の高齢者、重度または中度の障害、病気などにより相談場所に来ることができない方。(出張できない場合もあります。)

法テラス青森の

法律相談を受けたのち、必要に応じて、弁護士・司法書士費用等の立替えを行います。

弁護士・司法書士費用の立替え

- 立替制度を利用するためには、①資力(収入及び資産)、②勝訴の見込み、③民事法律扶助の趣旨について、審査を受ける必要があります(審査の結果、立替えを利用いただけない場合があります。)。
- 立替金は、原則として、毎月5,000円～10,000円ずつ分割で法テラスに返済いただきます。
- 事件が終了すると、事件の結果を考慮して、弁護士・司法書士の報酬金及びその支払方法を決定します。
- 生活保護を受給している等の場合、立替費用の償還を猶予・免除できる場合があります。

日本司法支援センター(法テラス)は、「総合法律支援法」にもとづいて国が設立した公的な法人です。

お問い合わせ先

日本司法支援センター青森地方事務所(法テラス青森)

青森市長島1-3-1 日本赤十字社青森県支部ビル2F ☎0570-078387

詳しくはホームページをご覧ください。

<http://www.houterasu.or.jp/aomori/>

令和4年6月発行